○東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市川尻町字大川反二三三番五一から同市川尻町字大川反二三三番一二九まで	前	三三・三九～六八・四八メートル	○・○八○キロメートル
	後	三三・三九～六九・五二メートル	○・○八○キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市卸町二丁目一三七番三から同市卸町一丁目二四七番一まで	前	二三・八〇～四一・〇〇メートル	○・○八〇キロメートル
	後	二三・八〇～五二・五七メートル	○・○八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
気仙沼市本吉町下宿無番から同市本吉町下宿八七番一三まで	前	一一・五〇～二七・六〇メートル	○・七二〇キロメートル
	後	一五・二〇～二七・六〇メートル	○・七二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第三十三号淡路・東浦都市計画緑地事業一号あわじ石の寝屋緑地

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市気高町八束水字鶴木谷七五五番一から鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開一八二一番一まで	前	A　九・六〇～一六四・〇〇メートル B・C　一二・四〇～三五〇・〇〇メートル	一八・三五五キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六〇～一六四・〇〇メートル B・C　一二・四〇～三五〇・〇〇メートル	一八・三五五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字三ノ千石二〇一番六五から同町はわい長瀬字二ノ千石一九八九番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十七日

○沖縄総合事務局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西原町字小那覇二六五番一から同町字小那覇二六六番一まで	前	一七・八六～二〇・四九メートル	○・○三二キロメートル
	後	一七・九八～二一・二九メートル	○・○三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所